

## IV 口の障害

### 1 障害の等級及び程度

口の障害について、省令別表第二に定める障害は次のとおりである。(第10次改正・一部)

#### (1) そしゃく及び言語機能障害 (系列区分 11)

第1級第2号 そしゃく及び言語の機能を廃したもの

第3級第2号 そしゃく又は言語の機能を廃したもの

第4級第2号 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの

第6級第2号 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの

第9級第6号 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの

第10級第3号 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの (第9次改正・一部)

#### (2) 歯牙障害 (系列区分 12)

第10級第4号 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの (第9次改正・一部)

第11級第4号 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの

第12級第3号 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの

第13級第5号 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの (第9次改正・一部)

第14級第2号 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの

### 2 障害等級決定の基準

#### (1) そしゃく及び言語機能障害

ア そしゃく機能の障害は、上下咬合及び排列状態並びに下顎の開閉運動等により、総合的に判断するものとする。

イ 「そしゃく機能を廃したもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいう。

ウ 「そしゃく機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないものをいう。

エ 「そしゃく機能に障害を残すもの」とは、固形食物の中にそしゃくができないもの又はそしゃくが十分にできないものがあり、そのことが医学的に確認できる場合をいう。

(ア) 「固形物の中にそしゃくができないもの又はそしゃくが十分にできないものがある」の例としては、ごはん、煮魚、ハム等はそしゃくできるが、たくあん、らっきょう、ピーナッツ等の一定の固さの食物中にそしゃくができないもの又はそしゃくが十分にできないものがあるなどの場合をいう。

(イ) 「医学的に確認できる」とは、そしゃくができないもの又はそしゃくが十分にできないものがあることの原因が、不正咬合、そしゃく関与群の異常、下顎関節の障害、開口障害、歯牙損傷(補てつができない場合)等であると医学的に確認できることをいう。(第7次改正・全部)

オ 「言語の機能を廃したもの」とは、4種の語音(口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音)のうち、3種以上について発音不能のものをいう。

(参考)

語音は、口腔等附属管の形の変化によって形成されるが、この語音を形成すめために、口腔等附属管の形を変えることを構音という。

また、語音が一定の順序に連結され、それに特殊の意味が付けられて言語ができあがるのであるが、これを綴音という。語音は普通に声を伴うが（有声語音）、声を伴わずに呼息音のみを用いてもものをいうこともできる（無声語音）。

語音は、母音と子音とに区分される。この区分は、母音は声の音であって、単純に接続して発せられるもの、子音は、母音とあわせて初めて発せられるものであるという点にある。しかし、子音のうちには、半母音のごとく母音と区別できないものがある。

子音を構音部位に分類すると、次の4種類となる。

- ① 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ）
- ② 歯舌音（な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ）
- ③ 口蓋音（か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん）
- ④ 喉頭音（は行音）

（労災補償 障害認定必携 引用）

カ 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、2種の発音不能のもの又は綴音機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないものをいう。

キ 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種の発音不能のものをいう。

## (2) 歯牙障害

「歯科補てつを加えたもの」とは、現実にそう失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつをいう。したがって、有床義歯若しくは架橋義歯等を補てつした場合における支台冠若しくは鉤の装置歯又はポスト・インレーを行うに留まった歯牙は、補てつ歯数に算入せず、また、そう失した歯牙が大きかったため又は歯間に隙間があったため、そう失した歯数と義歯の歯数とが異なる場合は、そう失した歯数により等級を決定するものとする。

(例) 3歯のそう失に対して、4本の義歯を補てつした場合は、3歯の補てつとして取り扱う。

## 3 併合等の取扱い

### (1) 併合

そしゃく又は言語機能障害と歯牙障害とを残した場合において、そしゃく又は言語機能障害が歯牙障害以外の原因（例えば顎骨骨折や下顎関節の開閉運動制限等による不正咬合）に基づくときは、併合して等級を決定するものとする。

ただし、歯牙補てつを行った後に、なお、歯牙損傷に基づくそしやく又は言語機能障害が残った場合は、各障害に係る等級のうち、いずれか上位の等級に決定するものとする。

## (2) 準用

ア 舌の異常、咽喉支配神経の麻痺等によって生ずる<sup>えん</sup>嚥下障害については、その障害の程度に応じて、そしやく機能障害に係る等級を準用するものとする。

(第10次改正・一部)

イ 味覚障害の取扱いについては、次による。

(ア) 頭部外傷その他顎周囲組織の損傷又は舌の損傷によって生じた味覚障害については、濾紙ディスク法における最高濃度液による検査により、基本4味質すべてが認知できないものを「味覚脱失」といい、その等級は準用等級第12級とし、基本4味質のうち1以上が認知できないものを「味覚減退」といい、その等級は準用等級第14級とする。(第5次改正・一部、第7次改正・全部)

(参考)

基本4味質とは、甘味、塩味、酸味、苦味をいう。

(労災補償 障害認定必携 引用)

(イ) 検査を行う領域は、舌とする。(第7次改正・追加)

(ウ) 味覚障害については、その症状が時日の経過により漸次回復する場合は多いので、原則として療養を終了してから6カ月を経過したのちに等級を決定するものとする。(第7次改正・旧イ繰下)

ウ そしやく及び言語機能障害で、省令別表第二上組合せ等級が定められていないものについては、各障害の該当する等級により併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。(第10次改正・一部)

(例1) 「そしやく機能に著しい障害を残し」(第6級第2号)、かつ、「言語機能に障害を残した」(第10級第3号)場合は、準用等級第5級とする。(第9次改正・一部)

(例2) 「そしやく機能を廃し」(第3級第2号)、かつ、「言語機能に著しい障害を残した」(第6級第2号)場合は、併合の方法を用いると第1級となるが、「そしやく及び言語機能を廃したもの」(第1級第2号)が最高等級であるので、障害の序列を考慮し、準用等級第2級とする。

エ 声帯麻痺による著しいかすれ声は、準用等級第12級とし、その程度に達しないものは、準用等級第14級とする。

オ 開口障害等を原因としてそしやくに相当時間を要する場合は、準用等級第12級とする。(第7次改正・追加)

(ア) 「開口障害等」とは、開口障害、不正咬合、そしやく関与筋群のぜい弱

化等が該当する。

- (イ) 「そしゃくに相当の時間を要する場合」とは、日常の食事において食物のそしゃくはできるものの、食物によってはそしゃくに相当の時間を要することがある場合であり、そのことが医学的に確認できるときをいう。なお、開口障害等の原因から、そしゃくに相当の時間を要することが医学的に確認できれば、「相当の時間を要する場合」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(3) **加 重**

何歯かについて歯科補てつを加えていた者が、更に歯科補てつを加えた結果、上位等級に該当するに至ったときは、加重として取り扱うものとする。